

地域自殺対策強化事業（電話相談強化事業）委託業務処理要領（案）

1 趣旨

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する地域自殺対策強化事業（電話相談強化事業）に関する業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容及び実施方法等

道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）で実施する「こころの電話相談」について、次の時間帯の業務を乙に委託するものであり、当該時間帯において、センターの専用電話から転送された電話相談の対応を行うものとする。

なお、業務は、別添「地域自殺対策強化事業（電話相談強化事業）委託業務実施要領に基づき実施するものとする。

(1) 委託時間

平日の17時から21時15分（21時から21時15分までは執務整理時間とする。）まで及び休日の10時から16時15分（16時から16時15分までは執務整理時間とする。）までとする。ただし、12月29日から1月3日までは除くものとする。

(2) 専用回線の確保

センターの「こころの電話相談」専用番号である「0570-064-556（ナビダイヤル方式）」からの転送可能な回線を確保すること。

3 業務処理責任者の通知

委託契約書第5条第1項に定める業務処理責任者の通知は、別記第1号様式とする。

4 相談員の通知

委託契約書第5条第3項に定める相談員の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

5 業務報告

受託者は、実施要領に基づき、業務実施状況の報告を行うとともに、毎月の相談員の勤務実績について、別記第3号様式の月間勤務実績表により、翌月5日（土日、祝日の場合は、その次の開庁日）までに、委託者に報告するものとする。ただし、5月と1月は翌月10日までの報告とする。

6 実績報告書

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書（別記第4号様式）を提出するものとする。

7 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者を含む。）は、事業により知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

8 再委託について

(1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 再委託する業務の範囲

(ウ) 再委託する理由及びその必要性

(エ) 再委託の契約金額

(オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

(2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

(3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

(4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

9 その他

この要領に定めのない事項については、委託者及びセンターと受託者が協議して定めるものとする。